

徒然草第百二十六段の一解釈

漢字使用の実態と漢字字体規範意識とのずれ

池田 証寿

「要言」[文字史の考察には、メディア(写本、印刷本、電子テキスト)の違いを配慮し、漢字使用の実態と漢字字体規範意識とのずれを觀察する視点が必要である。その観点から徒然草第百二十六段を解釈する。この段における六条内府の「しほといふ文字は何れの偏にか侍らん」という問いは、宋版に用いられる字体である「鹽」を知っているかどうかを聞いたものである。宋版の「鹽」を知らないのは、問われた薬師篤成だけで、彼以外は、宋版の漢字字体を熟知していたのである。最新の情報(宋版)について何も知らぬ篤成に、これ以上、聞くことがないのは、当然のことであった。

一 従来の解釈

まず、第百二十六段の本文を烏丸本により示しておこう。

くすしあつしげ。故法皇の御前にさぶらひて。供御の参りけるに。今まいり侍る供御の色々を。文字も功能も尋下されて。そらに申し侍らば。本草に御覧じあはせられ侍れかし。ひとつも申あやまり侍らじと申ける時しも。六條故内府参り給て。有房つゝめでに物ならひ侍らんとて。まじしほといふ文字はいづれの偏にか侍らんとはれたりけるに。土偏に候と申たりければ。オのほど既にあらわれにたり。いまはさばかりにて候へ床しきところ

なし。と申されけるに。とよみに成てまかり出にけり

(1) 「塩は俗字、鹽は正字」が通説——塩俗字鹽正字説

六条内府(内大臣源有房)の「しほといふ文字はいづれの偏にか侍らん」という問いに対し、薬師である和氣篤成は「土偏に候」と答えたところ、法皇の御前にひかえていた人々の大笑いとなり、すぐすと退出せざるを得なかった。篤成は「しほ」という文字として俗字の「塩」を思い浮べるのみで、正字の「鹽」を知らなかったからである、というのが通行の解釈である。

(2) 山田俊雄による文字史的考察——塩通行字体説

山田俊雄(一九六六)は、徒然草第百二十六段を文字史的に考察した論考である。山田は、「しほ」という文字として「塩」「鹽」の双方とも「ほぼ同等に正式の文字であったと見る方が現実的であ」り、「塩」「鹽」の双方が何偏かという問題は字書によって部首が異なる場合があることを論証する。篤成が土偏と答えた点にも、「塩」が土偏と呼ばれてもおかしくないこと、したがってその解答に一面の合理性が認められることを述べる。

また「内府の問が、むしろ『塩』系の文字を念頭に置くという通例に依拠してこそ発せられたのだといふ点を強調することが許されるのではあるまいか」と、「塩」が通行の字体であったと見ることを示唆する。六条内府が仕掛けた陥穽は、(a)「鹽」について尋ねていると

「塩」について尋ねているとも解されること、(b)「鹽」と解してその「偏」を答えようとしても何偏か不明であり「塩」と解すると土偏らしい字形が判断を惑わせること、の二点とその融合であったとみる。文字史の側から、通説を覆したのである。「塩」が通行の字体であったことを踏まえた点に着目して塩通行字体説と呼んでおこう。

(3) 小松英雄による文献学的解釈―「本草の篇」説

小松英雄は、山田(一九六六)を踏まえ新たな解釈を提出した。最初、こまつ(一九七九)として発表、加筆して小松(一九八三)、さらに小松(一九九〇)に収められている。この段の解釈の可能性をさまざまに検討し、結論として、六条内府が尋ねたのは「しほといふ文字」の「偏」ではなく、「しほといふ文字」の本草書における「篇」ではないかと述べる。小松の説は、「本草の篇」説と呼ぶことにする。

(4) 伊東玉美の解釈―塩通行字体説の展開

伊東玉美(一九九一)は、山田俊雄の論について「目下のところこれを否定すべき材料は提出されていないのが客観的な状況である」との認識を示し、医師の社会的地位の低さと漢字の知識が必須の教養として位置付けられていた点から、この段を読み解こうとする。山田の塩通行字体説を発展させようとした論と位置付けられる。なお、本草書の「篇」を尋ねたとする、小松説には否定的である。

(5) 未解明の謎

山田(一九六六)以後の注釈書では、山田説に言及しても、これを踏まえた、新たな解釈には至っていない。この段は、その座が大笑いとなり篤成が退出を余儀なくされた理由さえ説明できれば「謎」が解ける。ところが、山田は「文字史こそが審判者たるべきではないだろうか」と問題提起して論を終える。謎は未解明のままである。

伊東は、山田の塩通行字体説に立脚してこの謎を解こうとする。医師の地位や漢字の知識の位置付けに着目した点は妥当であり高く評価

できるが、その座が大笑いとなり篤成が退出を余儀なくされた点の解釈は何か回りくどさを禁じ得ない。

小松の「本草の篇」を尋ねたとの説にしても、山田の塩通行字体説を前提とする論であることに変わりはない。「本草の篇」説が射た解釈としても近時の諸注釈がこれをほとんど無視するのは、解釈としての分かりにくさに弱点があるからであろう。

以上、要するに山田の塩通行字体説を否定すべき材料は見当たらず、かといって、篤成が退出を余儀なくされた理由について断案を下すには至っていないのが現状である。

二 写本塩印刷本鹽説の提案

(1) 媒体の違い

ここで私は、当該の文字が記載された媒体の違いという観点を導入してみたい。すなわち、「しほ」という文字の写本の字体は「塩」が一般的であったのに対して、印刷本は「塩」でなく「鹽」が普通の字体であり、当時の知識層はそれを熟知していたという解釈である。ここでいう印刷本とは具体的には宋版を指す。写本は「塩」、宋版(印刷本)は「鹽」という線で、この段を解釈しようとするのが私案である。これを写本塩印刷本鹽説と呼ぶ。なお、厳密には、「塩」は「塩」に近似する異体を含め「塩系の字体」とし、「鹽」も同様に「鹽系の字体」とすべきであるが、煩を避けて単に「塩」「鹽」の両字でそれぞれの系統の異体字の全体を代表させることにする。

(2) 印刷本の鹽

中国の宋代に木版によって印刷された書物を宋版と呼ぶ。現存版本の中で最も古いものである。本邦に数多くの宋版が伝来していたことは、各地の図書館・文庫・寺社に所蔵される宋版の現物、古記録、古

目録によって知られる。伝存する宋版は膨大であり、その字体を精査すべくもないが、二、三の図録を参照すれば、「鹽」の存在を容易に確認できる。問題の本草書でも、岡西為人（一九七七）に挙げられた図版を通覧すると大観本草（宋、劉甲刻本）に「一名廉薑。生沙石中。薑類也。其味大辛而香。削皮以黑梅并鹽汁漬之乃成也」のような「鹽」の使用例を見出すことができる。大観本草とは四川の医家唐慎微の經史証類備急本草三十一巻を艾晟が大観二年（一一〇八）に増訂した書であり、藤原通憲（信西入道）の蔵書目録に記載があることから、その没年である平治元年（一一五九）以前には本邦へ伝来している（上野一九八九）。

字書類に目を転じれば、大広益会玉篇（宋本玉篇）で「鹽部第二百二十六」として部首字となつてゐること、広韻で平声鹽韻が立てられていることは、周知のこととはいえ、「漢字の常識」として、やはり注意すべき事柄である。

(3) 写本の鹽

大東急記念文庫本の孔雀經單字に次の例が見える（覆製本による）。

職廉切 / 也又章詭切去
占平視兆 / 又職鹽切固也 (中巻399)
瞻職廉切 / 瞻視 (中巻446)
他酣切平 / 色鮮
又處占切平 / 又處占切平 (中巻507)
又處占切平 / 又處占切平 (中巻535)
又處占切平 / 又處占切平 (中巻535)

掲出字が平声鹽韻であることを示すために「鹽」が使われている。この書の書写・成立は、石塚晴通（一九八三）によれば、鎌倉初期、撰者は高山寺関係者であり、注文は徹底的に広韻に基づいており、広韻に掲出字を欠く漢字について大広益会玉篇を利用しているといふ。この例から、(a) 鎌倉初期において広韻の利用が一般的になつてゐること、(b) 広韻を利用する学問環境において「平鹽」程度の注記で平声鹽韻であることが充分理解できたことが分かる。すなわち宋版の字書が学問の場に強い影響力を持った実例の一つと見なすことができるのである。

次に、高山寺本速疾立驗摩醯首羅天說迦樓羅阿尾審法一帖（第四部第一五一函第22号）を例として挙げてみよう（注¹）。

(本文) 真言曰……掬羅伽苦
(上欄墨) 舒鹽切 鹽余占切

「苦」の音が「舒鹽切」と注記され、さらにその反切下字の「鹽」の音が「余占切」と注記されている。書き込みの反切は、治承五年（一一八一）の奥書と同筆であり、玄證なる僧の手による（注²）。

この反切は、どのような字書に基づくのか。「切」とあることから、広韻ないし大広益会玉篇が予想される。他の箇所にも反切が書込まれているので、あわせて調べてみよう（広韻と大広益会玉篇は澤存堂本による）。

| 被注字 | 引文 | 万象名義 | 大広益会玉篇 | 広韻 |
|-----|-----|------|--------------------|-----|
| 苦 | 舒鹽切 | 舒塩反 | 舒鹽切 | 失廉切 |
| 鹽 | 余占切 | 余瞻反 | 余占切(目次) 余占切(本文) | 余廉切 |
| 癩 | 薄官切 | 薄蘭反 | 薄官切 | 薄官切 |
| 痕 | 戸切 | 何恩反 | 戸恩切 | 戸恩切 |
| 絡 | 力各切 | 力各反 | 力各切 | 盧各切 |
| 躋 | 子兮切 | 子計反 | 子兮切 | 子計切 |

書き込みの反切はすべて大広益会玉篇に一致。「鹽」は目次部分によるものである。これらは大広益会玉篇に基づくと考えられる。また、引用は略すが義注を引く例もあり、それらは大広益会玉篇に一致している。このことから(a) 院政末期、玄證ほどの学僧は字書から「鹽」の音を引用することができたこと、(b) 反切下字「鹽」はさらに音注を施すことが必要な程度の難字であったこと、「塩」ほど一般的ではなかったことが理解される。「鹽」字にわざわざ音注を付した点は、前述の孔雀經單字とは異なる態度であるが、「鹽」が難字と意識されていたことは通行の字体が「塩」であったことを逆に証明している。また、孔雀經單字と同様、宋版の字書の影響が写本に及んだ例であることは重

要である。

(4) 漢字使用の実態と漢字字体規範意識との関係

写本では「塩」が一般的であり「鹽」もまま用いられること、したがって「塩」が俗字で「鹽」が正字という単純な捉え方は誤りであることは山田(一九六六)の明らかにしたところである。しかし、「塩」「鹽」の双方がどのような性格の文献に出現するのか、出現の分布に差があるとすればそれはどのような意味があるかという点にまで踏み込んで論じてはいないようである。

こうした点を勘案するならば、「塩」と「鹽」との関係は、前者が主に写本、後者が主に印刷本(宋版)で用いるという漢字使用の実態を、正俗の区別を意識することなしに異体関係の一組としてその漢字字体を認識していたものが、印刷本の増大したある段階において「塩」は俗字、「鹽」は正字」という字体認識にすり替わっていったと考えられるのである。徒然草の近世の注釈書(「寿命院抄」慶長九年(一六〇四)など)において「塩は俗字、鹽は正字」として特に説明を必要としなかったのは、記載される媒体(メディア)の別を自明の前提としていたからである。

宋版が日本に流入した当初の時期(院政、鎌倉初期)の状況を、「塩」は写本、「鹽」は印刷本(宋版)と単純化するには材料が不足しているし、これを疑う余地もあるだろうけれど、兼好の時代(鎌倉後期)には「塩」は写本、「鹽」は印刷本(宋版)として共通の了解があり、徒然草の近世注釈書はこれを「塩は俗字、鹽は正字」として説明し直したと見たいのである。

まとめると、漢字、漢字使用の実態(そのメディア)、漢字字体規範意識の三者の関係は次のように図式化できる。

| | | | | | | |
|------|---|----|----|---|---------|----|
| 鎌倉後期 | 塩 | 写本 | 異体 | 鹽 | 印刷本(宋版) | 異体 |
| 江戸時代 | 塩 | 写本 | 俗字 | 鹽 | 印刷本 | 正字 |

以下、この観点から徒然草第百三十六段の再解釈を試みる。その

際、篤成と有房との学問観の違いにも着目してみたい。従来の研究では、漢字の問題を取り上げた段であるにもかかわらず、その背後にある学問観に触れるところが少なかったと考えるからである。

三 何が問題か

(1) 篤成が退出を余儀なくされた理由が問題

この段は一文で構成されており「くすしあつしげ」が「どよみに成てまかり出にけり」となる過程を述べる文がすべてである。問題は、その座が大笑いとなり篤成が退出を余儀なくされた理由である。その追求の過程でさまざまな問題が派生するが、詰まるところ問題はこの一点に尽きる。

すでに指摘されているように山田説は正当に評価されているとはいえないのであるが、この無理解の原因を突き詰めて考えてみると、山田説では、その座が大笑いとなり篤成が退出を余儀なくされた理由を説明できていないことに気付く。「土倫に候」との解答には相応の根拠があったのに、なぜ「才のほど既にあらわれにたり。いまはさばかりにて候へ。ゆかしきところなし」とまでいわれなければならないのか。有房の仕掛けた陥穽だったという説明だけでは納得できない。

(2) 暗黙の前提

塩俗字鹽正字説が分かりやすいのは、単純明快であり、持って回った解釈を必要としないからである。しかし、文字史の上から、「塩」が俗字で「鹽」が正字であるとは単純にいえぬ。通説には文字史の点で難があり、山田説には単純明快さの点で難がある。山田説を前提として新解釈を示す小松説、山田説を展開しようとする伊東説も同様の難点を抱えている。

この段は、ほんとうは単純明快な話だったのではないか。そこには

暗黙の前提が潜んでいて、現代の我々には見えにくくなっているのではないかということが考えられる。笑いを理解するには背後にある文化の理解が不可欠である。

では、暗黙の前提を読み解く方法はどこにあるか。月並みだが、時代の文脈や価値観（学問観）を探るとというのが第一にとるべき方法である。一見したところ、漢字の知識を尋ねるといった内容に惑わされて、それ以外の内容をおろそかにしているかもしれない。

学をひけらかすことで無学が暴露されるとしたら、この段を論じること自体にも陥穽が潜む。この段を論じるとは実は篤成の立場に身を置くことに他ならない。それを敢えて論じるのは、陥穽に落ちる過程をさらすことで、我々の時代の価値観が明確になってくると考えるからであり、その点にこの段を論じる価値がある。

四 「故法皇の御前」という場面での篤成の発

言意図

(1) 「くすし」の唐突な登場

なぜ「くすし」(医師)「が登場したのか。よりによって法皇の御前に、である。従来、自明として問題にもされなかったようだが、典薬頭(宮中で医薬をつかさどる役所の長官)まで勤めた和気篤成がいかなる理由によって法皇の御前に登場したのか、兼好は特に説明していない。これは、久保田淳(一九八九)が述べるように、院の侍医として控えていたことであろう。その根拠として順徳天皇の禁秘抄に見える「侍医は常に竜顔に近き者なり」(原漢文)という記述を挙げている。この説明で篤成の登場は納得できる。

(2) 篤成の広言の意図

分からないのは、なぜ篤成はあのような広言を吐いたのか、であ

る。この場面は、「故法皇の御前」であり、「才」(学問、専門知識)のほどを見せるのに最高の場面である。前段には資季大納言入道と具氏宰相中将との「あらがひ」が述べられているが、それとよくつながっている。

篤成は元亨二年(一一三二)に典薬頭に任じられる。これは有房の没した元応元年(一一三九)以後のことである。この話があった時期は不明だが、篤成は医師として相応の実力を身につけていた時期であって、ここはひとついいところを見せようとしたのであろう。誰でも世間の人に自分の存在や力量を認めてもらいたいという願望を持っている。篤成は、後年、典薬頭に昇任しているので、その地位を狙ったの振る舞いとも解釈できようが、ここでは、自分の存在や力量をアピールするための行動ととっておけば充分である。ところが、篤成の思惑は外れ、有房に学のないところをあばかれてしまう。なぜ篤成の思惑が外れたのか。これを考えるには、篤成自身のことばに即して、彼の学問に対する考え方を明らかにする必要がある。

(3) 「そら」——本文を権威とする学問形態

篤成の学問に対する考え方を端的に表現していることばは「そら」である。漢文本文を暗誦するという、「本文至上主義」は平安時代以来の学問の形態であった。これは、漢文の本文を権威として、それよりどこをとする学問形態である。先例に権威を認める有職故実も同様の考え方に基づく(池田源太一九六九)。篤成は、本文至上主義、すなわち本文を権威とする学問形態の範囲内で発言しているのであり、この点、伝統的な学問観に立脚した言動である。

篤成の学問観に陥穽があるとしたら、それは何であろうか。一つは篤成が専門とする本草学そのものに対する世の中の評価である。もう一つは本文至上主義の学問観自体に対する評価である。

まず、本草学そのものの評価だが、たとえば、文選のような漢詩文、

切韻に代表される韻書を暗誦しているというのであれば高い評価が与えられよう（古今著聞集巻第四「勸学院の学生集りて酒宴の時惟宗隆頼自ら首座に着く事」）。詩文作成が必須の教養であるからである。しかし、本草学の場合はそうではあるまい。本草書の本文を暗誦していることが必須の教養というようなことはちょっと考えられない。

次に、本草学の知識は専門的な内容を持つところの当時認識されていたであろうが、本文至上主義の観点からするならば、本草書の本文を暗誦していてもそれは専門家としては当然のことである。自慢するほどのことではない。たとえば、仏教の専門家である僧侶が経文を暗誦しているのはあまりに当たり前である。現代において、僧侶が日常読誦の經典を暗誦していることを自慢するようなら、それは常軌を逸した振る舞いである。

篤成の広言を御前に控える人々に対する挑戦ととることが多いようだが、実はこの発言そのものが茶番なのである。その理由は、本文至上主義に則った発言でありながら、その応答に教養のほどを浮かび上げさせることができるような、その場にふさわしい「本文」（記載の内容を含む）を用意していないからである。いや、その場にふさわしい「本文」を用意する可能性は僅かにあった。それはこの場に居合わせた人々にとって未知の情報が記載された「本文」である。未知の情報が記載された「本文」とは、具体的には宋版の「本文」を指すというのが私案である。しかしその話に入る前に、もう一つの点を検討しなければならない。それは本文至上主義の学問観自体に対する評価の変化である。

五 有房と篤成とのやりとり

(1) 「物ならひ」——丁寧な態度の理由

有房は「ついでに物ならひ侍らん」とかなり丁寧な態度をとっており、正面からやりこめるような態度を避けている。これはどうしてか。結論的にいえば、鎌倉時代においても、本文至上主義の学問観は依然として強固な価値観であったから、そうした学問観に立脚した発言をする篤成を正面からやりこめては、本文至上主義の学問観を否定することにつながるからである。

本人は大真面目だが、ちょっといいところを見せたいという意図は見え透いており、周囲には茶番としか映らない。本人の真面目さが大きいほど茶番の印象は増大する。篤成のトンチンカンな発言で座は最初から白けているのだ。しかし、篤成の真面目さやトンチンカンさが本文至上主義に基づく以上、同じ価値観を共有するはずの周囲の人々が篤成の発言を正面から否定する態度で臨むことはできない。残る手は、どうこの座の興を別方向に導くかである。篤成の体面を保ちつつ話題を別のことにずらすことができれば最上。篤成の体面を保てるような質問をしても、篤成のトンチンカンさがあまりにひどければ、やりこめて退出を余儀なくする事態もやむを得ない。もちろん、篤成は法皇の侍医であろうから、正面からやりこめることはできれば避けたい。

(2) 「しほといふ文字」——課題のすり替え

有房はなぜ「しほといふ文字」の「へん」を尋ねたのか。考えるべき点は多く、従来の論者もこの点を詳細に分析してきた。有房の発言の意図を明らかにすることがこの段を論じることの中心であったといえる。ここで重要なのは、有房の問いが篤成の出した課題をすり替えている点ではないか。篤成にしてみれば、差し出された供御の中から一つを選択して、その文字や機能を尋ねて欲しかったのに、有房は「しほ」の文字や機能ではなく「しほといふ文字」が何「へん」かを尋ねている。与えられた課題をずらして質問を出したと読むのが素直

な解釈である。

そのような、すり替え、ずらしを意図的に行った理由はこうである。本文至上主義の学問観からすれば、篤成と共通の土俵に上ることは当然だが、あらかじめ「本草」に限定されたのでは同じ土俵になりようがない。有房が篤成の課題をすり替えたのは必然だったのである。高慢な篤成をやりこめようとして意地の悪い質問をしたというような見方もあるが、このような見方は篤成がどのような学問観を抱く人物であるかを洞察する視点を欠いているように思われる。すり替えた質問にどう対処するか、ここで篤成の力量が問われる。

有房の問いは、宋版に用いられる字体である「鹽」を知っているかどうかを聞いたものであるというのが私見である。もし篤成が宋版の「鹽」を知っていれば、写本の「塩」と違う字体であることを踏まえた受け答えとなる。偏を強いて答えて、「臣」偏ということでもよからうし、大広益会玉篇で「鹽部第二百一十六」にあると答えてもよいだろう。しかしこうした解答ではあまりにも正直すぎる。

もともと有房は課題をずらして質問しているのだから正直に何偏と答える必要はない。たとえば「それはよい質問をして下さった」などと有房を持ち上げ、そのあと「写本では『塩』と書きますが、宋版では『鹽』とあります。一口に何偏とお答えすることはできません。それはそれはさておき、この宋版には興味深く有益なことが書かれています。』しほ』の機能は……」などと続けていくだけである。

有房としては篤成の答えがどうであろうと、篤成が宋版（に象徴される最新情報）を知るのなら話題をそちらへ移し、周囲の関心を惹く第二の質問を発すればよい。これで篤成の体面を保ちつつ話題をずらすことに成功という次第である。一方、篤成の最終的な目的は自己の力量を認めてもらいたいことにあるのだから、宋版を持ち出して注目を浴びるのなら、それはそれで篤成の目的は達成する。

宋版を媒介として両者共通の土俵に上ることになる。一介の医師にすぎぬ篤成にしてみれば、内大臣有房と同じ土俵に上るだけで名譽なことである。しかし、そうはならなかった。

(3) 有房の学問観「才」と「ゆかしきところ」

篤成は「土偏に候」と解答したが、有房に「才のほど既にあらはれにたり。いまはさばかりにて候へ。ゆかしきところなし」と応じられてしまう。このやりとりの中に有房の学問観を読みとれるのは「才」と「ゆかしきところ」とである。

「才（ざえ）」を「学問、学識」とするのが通常の解釈だが、私もそれでよいと思う。ここで有房は学問一般について語ったと解釈するのが話としておもしろい。もともと、小松（一九九〇）のように専門分野における知識や才能ととる解釈もある。小松はその理由を「『塩』という項目が本草書のどの部門に置かれているかということ、医師である篤成のがわにだけ、必須の知識として要求されるものだったから」という点に求めているが、これは本草の篇を尋ねたという解釈を前提としたときに成り立つ。率直に言って「才」を専門分野における知識ととるのは、少々面白みに欠ける解釈と感ぜられる。たとえば、現代における学問の世界で専門分野における知識の欠如は確かに批判されるに値しようが、それよりも根本的に批判されるべきは知的好奇心の欠如ではないか。逆に、知的好奇心をかき立てる議論であれば、専門分野の知識の不足は第一に問題とすべきことではあるまい。専門分野の知識の不足だけをまっさきに批判するようでは批判する側の見識が逆に疑われることもあり得るからである。

(4) 「ゆかしきところ」——知的好奇心

篤成が退出を余儀なくされたのはなぜか。「土偏に候」と解答したからではない。この解答に一面の合理性があることは山田俊雄の指摘したとおりである。では、有房に「才のほど既にあらはれにたり。い

まはさばかりにて候へ」といわれたからかというところ、これも違つ。これだけならまだ反論の余地がある。あなたの学問の自身がよくわかりました、自慢はそれくらいにしておきなさい、といわれた程度なら、いやいや自慢が目的ではない、これこれという珍奇な薬・食事を入手したのでそれをご披露したかったのだ、などと話を続けることはいくらでもできる。反論を許さなかつたのは、「ゆかしきところなし」という理由付けである。もうあなたに聞きたいことはないといわれ、篤成は二の句が継げなかつたのである。「ゆかしきところなし」という評価は、有房ばかりでなくその周囲も同じであつた。そのため、その座が大笑いとなり、篤成は退出を余儀なくされたのである。

「ゆかしきところ」は現代風に「知的好奇心」と言い換えることにしよう。法皇の御前は、本文至上主義を共通の価値観として共有する世界であり、それゆえに篤成の広言を容認せざるを得なかつた。しかしこの本文至上主義は絶対ではなかつた。たとえば第百七十九段の話はそれを端的に表現している（引用は岩波文庫本による）。

入宋の沙門、道眼上人、一切経を持来して、六波羅のあたり、やけ野といふ所に安置して、殊に首楞嚴経を講じて、那蘭陀寺と号す。

その聖の申されしは、「那蘭陀寺は、大門北向きなりと、江帥の説とて言ひ伝へたれど、西域伝・法顯伝などにも見えす、更に所見なし。江帥は如何なる才学にてか申されけん、おぼつかなし。唐土の西明寺は、北向き勿論なり」と申しき。

前半に見える「一切経」はおそらく宋版ないしそれを含むものと推測されるが、ここで特に注目したいのは後半の道眼上人の発言部分である。その内容は、インドの那蘭陀寺の大門が北向きであることは大江匡房（江帥）の説として伝えられているが、西域伝や法顯伝などにその記述を見ない、いかなる学識によつてそのようにいったのか、

はつきりしない、中国の西明寺の大門が北向きなのは勿論である、という内容である。ここで注目すべきは、第一に、インドの那蘭陀寺の大門の向きを決めるのに、西域伝や法顯伝という漢文本をよりどころとしようとした点。第二に、中国の西明寺の大門の向きに関しては根拠を挙げずに「北向き勿論なり」と断定している点である。

第一の点は、本文至上主義の学問観に基づき江帥の説の検証である。これを永積安明（一九七一）が「その批判のしかたは、権威ある根本資料に依拠する兼好の方法と同じで、兼好もこれに同感していると認められる」と評しているが、「権威ある根本資料に依拠」というのは、まさに本文至上主義の学問観に即した方法である。第二の点は、入宋した道眼上人の実地の見聞に基づく断言である。「その大門が北向きであつたという典拠は未詳」（西尾実・安良岡康作一九八五）とする解釈もあるが、実地の見聞と見れば自然である。兼好は「権威ある根本資料に依拠」する学問観によりつつも、それにとどまらず広い視野を持つ人物を高く評価していたと考えられる。

本文至上主義と私が便宜呼んだ学問観は、平安時代の学問観である。兼好の生きたのは鎌倉時代であり、それは、本文至上主義、典拠主義を土台にしつつも新たな学問が生み出された時代である。新たな学問を生み出すのに必要なのは知的好奇心、権威に盲従しない批判精神であつて、篤成はそれを決定的に欠いていた。篤成に対する有房の批判は、まさに平安時代以来の学問の方法のみに固執する人物への批判でもあつた。

六 時代の文脈——価値観の変化

(1) 医学と医師に対する兼好の関心

兼好は、医学を学ぶことに高い評価を与えている。第百二十二段で

は、「人の才能」を論じ、「文、武、医の道、まことに、欠けてはあるべからず」とする。

次に医師に対する評価だが、「よき友、三つあり。一つには、物くるる友。二つにはくすし。三つには、智恵ある友」(第百十七段)と高いが、第百三段で医師である「丹波忠守が嘲弄的な謎々の対象とされたことを怒った話」(久保田一九八九)にうかがえるように、「医師はこの時代宮廷に於いて一種軽い扱いをされていたらしい」(伊東一九九一)こともある。

鎌倉時代における医師の実体について、桑原博史(一九七七)は岡崎寛蔵『くすりの歴史』(講談社、一九七六年)に基づきながら、次のようにまとめている。

鎌倉時代にはいつても、京ではあいかわらず両家(筆者注、和氣・丹波の両家)が世襲で医業を独占していたが、新しい宋の医学が渡航を許されていた僧の手によって輸入され、僧医が登場してきた。彼らは、布教の手段として医療を行ったので、それまで貴族への奉仕を専らとしていた医療が民間にひろまり、救療事業が各地の寺院に設けられた。(略)これらは、新興の禅宗が、浄土宗かの寺院で、鎌倉時代は、仏教医学と僧医の黄金時代なのであった。(略)こつこつという傾向に加えて、鎌倉時代もなかばを過ぎると、宮廷医のうち、身分のひくい者は、食つにもこまつて都を捨てて地方に下つた。

時代は確実に変化していた。篤成は、典薬頭にまでなっているから、宮廷医の中でも上位の身分であつたろう。しかし、「しほといふ文字」の「へん」を問われてすべさま「塩」を思い浮かべるようでは、最新の医療情報に無関心であることを自ら暴露したことになる。最新の医療情報は、書物の形態では宋版に書かれているだろつこと、周囲の容易に予想するところである。

(2) 宋文化の受容—第百二十段
兼好は第百二十段で「唐の物」について言及している。

唐の物は、薬の外は、みななくとも事欠くまじ。書どもは、この国に多く広まりぬれば、書きも写してん。唐土舟の、たやすからぬ道に、無用の物どものみ取り積みて、所狭く渡しもて来る、いと愚かなり。「遠き物を宝とせず」とも、また、「得難き宝を貴まず」とも、文にも待るとかや。

「唐の物」(中国の物)は、薬以外は、みななくとも不自由はすまい、との表現には二つの意味が込められている。一つは、文字通り、中国の物で大事なものは薬だけだという認識であり、もう一つは、兼好の時代、薬以外にも大量の舶来品が日本へ輸入されているという認識である。

第百三十六段の「供御」は食事のことであるが、医食同源ということばもあるように、食事の薬としての効能が問題となっていた。法皇の御前に控える人々が薬としての食事に強い関心を抱いていたことは容易に想像できる。そして、この法皇の御前に控える人々は、中国文化—すなわち宋文化の主たる消費者でもあつたろう。

日宋貿易の主な輸入品は、森克巳(一九七五)によると、唐織物、木綿、香薬、竹木類、異鳥珍獣、書籍であつた。書籍とは宋版のことであり、それに用いられる字体を知らないことは、流行に鈍感であることを端的に示す。「唐の物」の流行をよしとしない立場でも、薬は例外であつたから、薬に関する最新情報に無関心な薬師篤成の存在が浮き彫りにされている。篤成は笑われるべくして笑われたのである。

(3) ゆれ動く価値観

時代背景の捉え方で注目すべきは、桑原博史(一九七七)における次の指摘である。

この時代、世の中の事象について、多面的な思考が漸く可能になってきた。ゆれ動く価値観の中で、古典的な思考の知識だけでは何事も解釈できなくなっている。医師の世界、本草学の世界においても、新しい動向のあったことは既述した通りである。そういう中で、旧態を墨守している篤成の、いかにも明快であるかに見えて、複雑な背景に目を向けぬ解答に、人々の嘲笑が向けられたのである。

この見解は至当なものであると思う。「しほといふ文字」は、写本では「塩」が用いられ、印刷本(宋版)では「鹽」が用いられていた。もちろん、写本に「鹽」が出現し、印刷本に「塩」が出現することもあったであろうが、一般的な傾向として「塩」写本、鹽「印刷本」という関係は認めざるを得ないであろう。従来論は、写本の字体にばかり目を向けていたため、写本と印刷本(宋版)とで「しほといふ文字」の使用の実態に違いがあったこと、その媒体の違いに対応して漢字字体の規範意識もずれていたことを見逃していた。

すなわち、兼好の時代は、「塩」と「鹽」とに関して、その漢字使用の実態と漢字字体の規範意識とが、写本(筆写本)と印刷本(宋版)との間でずれ始めた時代であったのである。

宋版という媒体の影響力は、隠然としたものであって、文献資料の上に顕著に現れるものではない(注3)。しかし、文字史を考察するに際して、メディア(写本、印刷本、電子テキスト)の違いを配慮することが不可欠であることは、以上に述べたことから明らかなる。

(4) 日本工業規格(JIS)の漢字—電子テキスト時代の文字論

重要なのは、価値観の変化は一気になされるのではなく、徐々に進行し、気が付いたときにはどっぷりとそれに浸かっていることである。現代は、活字印刷の時代から電子テキストの時代への転換期である。

る。活字印刷時代の価値観を保持しつつ、電子テキスト時代へ突入している。

近時、パーソナル・コンピュータやワード・プロセッサによる「鷗」「流」等の略字の氾濫が問題になっている。これは、そもそもこうした筆写の字体を日本工業規格(JIS)の漢字の代表字体として掲げた点に問題の発端がある。JIS漢字以前にはたとえ原稿で「鷗」と略字で筆写したとしても印刷字体としてはその正字「鷗」を使うことが暗黙の約束事となっていた。この暗黙の約束事を、さしたる議論もなしに崩したことがまさに問題なのである。この問題は漢字使用の実態と漢字字体の規範意識との関係として捉えることが可能であろう。こつした極めて現代的な問題を考える際にも、徒然草第百三十六段は有効な視点を我々に提供しているのである。

注

1 書誌を高山寺典籍文書綜合調査団編『高山寺典籍文書目録第四』(東京大学出版会、一九八一年)により示すと次のとおりである。一部表記を変更した。

平安時代保延三年写、辨印筆、粘葉装樹型「高山寺」朱印、押界、青点(ヲコト点、喜多院点、院政期)、原表紙

(奥書) 轉寫卅帖本中川成身院/保延三年。九月十九日於中川成身院末時許書之了(書) / 筆師沙門弁印書之

(青書) (以) ア御本交點了 玄證

(別筆) 治承五六三勸付文字了(玄證筆)

2 築島裕(一九六九)において、改編本類聚名義抄の作者は玄證と何等の縁のある人物との見解が示されている。

3 石塚晴通(一九九六)、當山日出夫(一九九六)、太田次男(一九七九)。

参考文献

- 池田源太（一九六九）『平安朝に於ける「本文」を權威とする学問形態と有職故実』古代学協会編『延喜天曆時代の研究』吉川弘文館
- 石塚晴通（一九八三）『小川廣巳氏蔵大東急記念文庫蔵孔雀経单字解題』孔雀経单字古辞書音義集成第十七巻、汲古書院
- 石塚晴通（一九九六）『漢字字體の日本的標準（発表要旨）』『国語学』第百八十六集、国語学会
- 伊東玉美（一九九一）『徒然草』一三六段とその周辺、石黒吉治郎他編『徒然草発掘—太平記の時代—側面』叢文社
- 上野益三（一九八九）『日本博物学史 講談社学術文庫』講談社
- 太田次男（一九七九）『豊原奉重の本文復原作業と漢字字体意識』『旧鈔本を中心とする白氏文集本文の研究』勉誠社
- 岡西為人（一九七七）『本草概説』創元社
- 久保田淳（一九八九）『徒然草』方丈記 徒然草 新日本古典文学大系³⁹、岩波書店
- 桑原博史（一九七七）『徒然草の鑑賞と批評』明治書院
- こまつひでお（一九七九）『しほといふ文字はいつれのへんにか侍らん』『中田祝夫博士 功績記念 国語学論集』勉誠社
- 小松英雄（一九八三）『徒然草拔書 解釈の原典』三省堂
- 小松英雄（一九九〇）『徒然草拔書 表現解析の方法 講談社学術文庫⁹⁴⁷』講談社
- 築島 裕（一九六九）『改編本系類聚名義抄の成立時期について』『福田良輔教授退官記念論文集』九州大学文学部国語国文学研究室福田良輔教授退官記念事業会
- 當山日出夫（一九九六）『漢字の標準字体について—金沢文庫本白氏文集とJIS漢字—』第七十五回訓点語学会研究発表会資料、松山市立子規記念博物館、一九九六年十月十八日
- 永積安明（一九七一）『徒然草』方丈記 徒然草 正法眼蔵随聞記 歎異抄 日本古典文学全集²⁷、小学館
- 西尾実・安良岡康作（一九八五）『新訂徒然草 岩波文庫黄¹²²』岩波書店

森 克巳（一九七五）『新訂日宋貿易の研究』国書刊行会

安良岡康作（一九六七）『徒然草全注釈（上巻）』角川書店

山田俊雄（一九六六）『しほといふ文字は何れの偏にか侍らん』『国語と国文学』昭和四十一年九月号

「付記」本稿は第七十四回訓点語学会研究発表会（於青山学院大学、一九九六年五月十七日）において、「徒然草第百三十六段・類聚名義抄・JIS漢字」として口頭発表した内容に基づき、徒然草第百三十六段に関する部分をまとめ直したものである。また、文中に引用した高山寺聖教の調査・閲覧には、小川千恵御住職をはじめとする高山寺御当局、並びに築島裕博士を団長とする高山寺典籍文書総合調査団の各位の御高配を賜った。記して御礼申し上げます。